

コーポレートガバナンスの状況

当金庫は、総代会、理事会、監事会、会計監査人等による外部牽制・内部牽制体制のもとで、コーポレートガバナンスの体制強化を図り、経営の健全性・適切性の確保に努めております。

また、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を自覚し、法令・倫理に基づくコンプライアンスの徹底を経営上の最重要課題と位置づけ、役職員一丸となって取り組んでいます。

飯田信用金庫内部統制基本方針

1. 当金庫は金庫の理事及び職員並びにその子法人等の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備しております。
2. 当金庫は理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備しております。
3. 当金庫は金庫及びその子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備しております。
4. 当金庫は金庫の理事及びその子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備しております。
5. 当金庫は金庫の理事及び職員並びにその子法人等の役職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制を整備しております。
6. 当金庫はその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しております。
7. 当金庫は金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制を整備しております。

内部統制基本方針の運用状況の概要

1. 当金庫の理事及び職員並びにその子法人等の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

(1) 当金庫はグループ全体として法令・倫理に基づく業務活動を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、コンプライアンスマネジメントシステム(以下、「CMS」という)を構築し、コンプライアンス基準書を策定・変更する等、体制の整備を行っております。また、子会社関連会社を含むCMS委員会にて毎年定期的に会合を行うとともに、所属員に対し毎年CMS教育を行っております。また、所属員のCMS行動基準の遵守状況を毎月定期的に確認しております。

(2) 監査部は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について当金庫グループ全体の監査を行い、その結果を常勤役員・常勤監事および本部各部署に報告するとともに理事会へその最終報告を行い、必要に応じて被監査部門及び関連部署に改善すべき事項の改善を求め、その実施状況を検証しております。

2. 当金庫及びその子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

(1) 適正な統合的リスク管理を実現するため、常勤役員が出席する毎月の「ALM委員会」においてリスクの把握・確認に努め、管理方法の改善を図っております。

(2) 監査部は、内部監査において当金庫グループ全体の業務執行に伴い発生するさまざまなリスクを正しく把握し、適切に管理しているかを検証し、常勤役員及び常勤監事に報告するとともに理事会へその最終報告を行っております。

3. 当金庫の理事及びその子法人等の取締役等の職務執行が効率的に行われるための体制の運用状況

(1) 当金庫グループ全体の職務執行が効率的に行われるため、子法人等管理部門は四半期毎に財務報告を受けるとともに、毎年定期的にヒアリングを行い必要に応じて理事会及び常勤役員会へ報告しております。

(2) 当金庫代表理事の業務執行状況は定例理事会において報告し確認を行っております。

4. 当金庫の理事及び職員並びにその子法人等の役職員が監事へ報告する体制に関する運用状況

(1) 理事及び職員並びにその子法人等の役職員は、当金庫グループ全体に著しい損害を及ぼす事項について、CMS緊急事態対応に準じて速やかに報告を行い、必要に応じて常勤役員が常勤監事に報告を行うこととしております。また上記の報告を行った所属員の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じるよう当金庫グループ全体に周知しております。

5. 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

(1) 監事は代表理事と定期的に会合を行い、理事会その他重要な会議へ出席し、当金庫の本店並びに子法人等の監査を毎年行い代表理事に報告し、必要に応じて関連部署に是正を求めております。

(2) 監事は内部監査部門・会計監査人等との連携を通じ、監査が実効的に行われることを確保しております。

6. 当金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 当金庫の子法人等の業務の決定及び執行について相互の連携が適正になされるよう、子法人等の非常勤取締役及び非常勤監査役を当金庫の常勤役員が兼務し、子法人等の取締役会に出席しております。

(2) 監査部は、子法人等の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し、その結果を定期的に常勤理事及び常勤監事に報告するとともに理事会へその最終報告を行っております。

■法令等遵守の態勢

◆コンプライアンスマネジメントシステム

飯田信用金庫は、法令・倫理に基づく業務活動を経営上の最重要課題と位置づけ、役職員が信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を自覚し、法令等を遵守して行動することをお約束するため「倫理綱領」を定めております。

また、役職員一人一人の業務活動が倫理綱領に沿ったものであることを確実にするため、コンプライアンスマネジメントシステムの仕組みを構築し、運用しております。

このコンプライアンスマネジメントシステムにおいては、定期的なモニタリングや監査などを組み合わせることでその実効性を確保するとともに、お客さまからご寄せいただくご意見・ご要望・苦情なども、業務改善や経営改善に反映させていただいております。

さらに、毎年の実施結果は、理事会での見直しによって継続的な改善を行っております。

飯田信用金庫倫理綱領

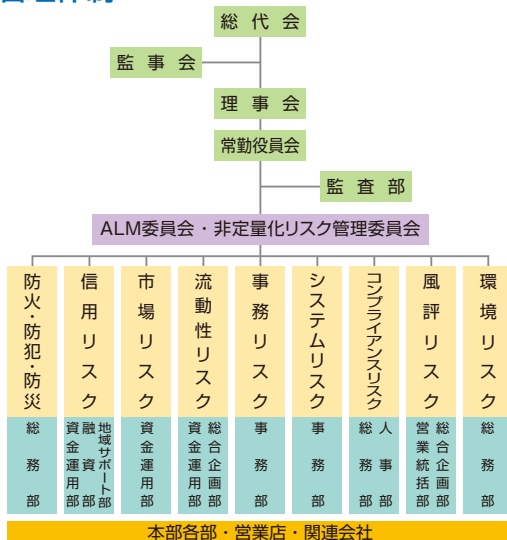
飯田信用金庫は、法令・倫理に基づく業務活動を経営上の最重要課題と位置づけ、これをマネジメントシステムとして確立し、継続的な改善に努める。

1. 飯田信用金庫役職員は、社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルにも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。また、お客様が当金庫との取引に関して期待する利益が不当に害されないよう、適切に管理するための態勢を整備することに取り組む。
4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
5. 役職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 環境マネジメントシステムの適切な運用により、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
7. 社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業住民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。
8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。
9. この倫理綱領は、飯田信用金庫役職員に周知するとともに、一般に開示する。

■リスク管理の状況

総合企画部を統合的なリスク管理部署として位置づけ、当金庫がさらされるあらゆるリスクに対応する体制を整え、リスク統括規程に基づき状況に対応した適切なリスク管理を行っております。

●リスク管理体制



●コンプライアンスリスク管理

当金庫では、平成14年度からISOの手法を取り入れたコンプライアンスマネジメントシステムを構築し、運用しています。法令等遵守の基本方針である「倫理綱領」に基づいて年間の行動計画を策定し、役職員に対するコンプライアンス教育を行うと同時に、苦情・提案等を積極的に取り込み、改善に努めております。

また、このマネジメントシステムの確実な運用を確保するため、事務検査、内部監査などにより、多角的なチェックを実施しております。

●信用リスク管理

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、厳格な審査体制をとっています。また、内部研修の実施や外部研修への派遣により職員の審査能力向上を図るとともに、不動産管理システム及び信用格付システムの導入によって貸出資産の管理にも努めております。有価証券運用に関しては、余資運用規程による限度額管理を行っております。

[資産自己査定の実施]

適正な償却・引当を行うため、資産の自己査定を実施し、リスク量の把握に努め、経営の健全性を確保しております。また、合理性のある査定のため、信用格付制度を導入しております。

●事務リスク管理

当金庫では、日常の事務ミス未然に防止するため、内部規程の整備を行うとともに内部研修による職員の事務処理能力向上を図る一方、事務の内容によって日次、月次での店内検査実施を義務づけることにより、万一事故が発生した場合でも早期発見できる体制を整えております。

毎月開催される業務改善委員会事務局会議では、苦情の原因となった事務ミスや事務取扱方法を分析・検討し、積極的に改善に取り組んでおります。

●市場リスク管理

金融政策の変更により、市場運用環境も変化しておりますが、当金庫では余資運用規程に基づく厳格で健全な運用管理に努めております。

●風評リスク管理

当金庫では、お客さまからのご要望やご不満に素早くお応えするための態勢整備に努めており、お取引店だけでなく本部担当部署も加わって現状の把握と原因の分析による問題解決を図るとともに、再発防止のための施策に反映する仕組みを整えております。

また、みなさまに安心してお取引引きいただけるよう、経営内容の積極的な開示に努めております。

●流動性リスク管理

当金庫では、流動性リスク管理会議を設置し、毎週、支払準備資産の状況などをモニタリングしております。

●システムリスク管理

当金庫では、リスクの所在や種類などを明確にするとともに、厳格なセキュリティ管理と定期的な点検やシステム監査を実施して、安定的な業務遂行のための態勢強化を図っております。また、信金東京共同事務センターに加盟しており、不測の大規模災害等に備えた万全のバックアップシステムが機能し、万一コンピュータトラブルが発生しても即座に対応できる仕組みとなっております。

●環境リスク管理

当金庫では、平成12年11月に環境マネジメントシステムISO14001規格の認証を取得し、運用を行っております。具体的には、当金庫業務が環境に与える影響を調査し、環境保護のための施策を立案して実施しているほか、お客さまが当金庫をご利用いただくことによって、環境保護活動にご参加いただけるような商品の開発に努めております。

総代会制度について

■ 総代会制度について

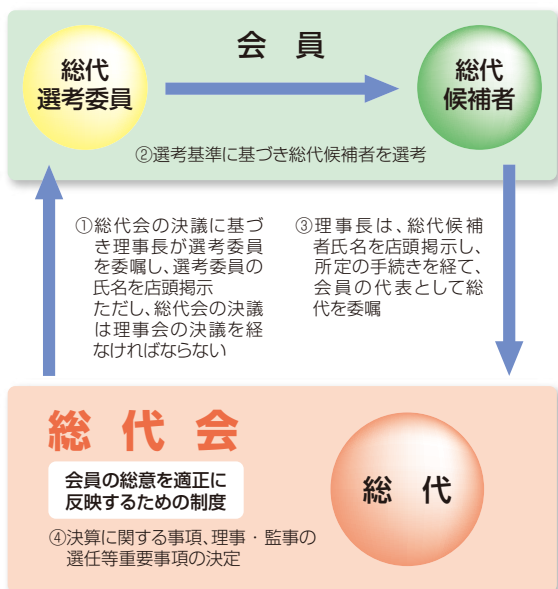
信用金庫は、地域の中小企業や住民のみなさまのための会員制度による協同組織の地域金融機関です。会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。当金庫は会員が多いため、総会の開催は事実上困難です。

そこで、当金庫では会員のみなさまのご意見を経営に適正に反映するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

総代会は信用金庫法により、決算事項、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であり、会員のみなさまお一人おひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代によって運営されております。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



第93期 飯田信用金庫通常総代会

● 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

総代の選考は、次の手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②総代候補者選考委員が会員から総代候補者を選考する。
- ③総代候補者の氏名を店頭掲示する。
- ④会員が総代候補者を信任する。(異議申出ができません。)
- ⑤会員の代表として総代に委嘱する。

● 総代候補者選考基準

- ①資格・基準
 - ・当金庫の会員であること。
- ②適格基準
 - ・総代として相応しい見識を有している方。
 - ・良識をもって正しい判断ができる方。
 - ・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している方。
 - ・その他総代選考委員が適格と認めた方。

● 総代が選任されるまでの手続きについて

地区を14区の選任区域に分け、選任区域ごとに総代の定数を定める

① 総代候補者選考委員の選任

総代会の決議により、選任区域ごとに会員のうちから選考委員を委嘱
選考委員の氏名を店頭に掲示

② 総代候補者の選考

選考委員が会員のうちから総代候補者を選考
理事長に報告
右記掲示について南信州新聞に公告
総代候補者氏名を1週間以上店頭掲示
異議申出期間(公告後2週間以内)

③ 総代の選任

会員から異議がない場合
または
選任区域の会員数の1/3未満の
会員から異議の申出があった総代候補者

選任区域の会員数の1/3以上の会員から異議の申出があった総代候補者

当該総代候補者が選任区域の総代定数の1/2以上
当該総代候補者が選任区域の総代定数の1/2未満

(a) (b) いずれか選任
(b) 他の候補者を選考
(a) 欠員(選考を行わない)

理事長は総代に委嘱
総代の氏名を店頭に1週間以上掲示

(前記②以下の手続きを経て)

●第93期通常総代会

平成29年6月23日開催の第93期通常総代会におきまして、次の議案が報告決議されました。

【報告事項】

第93期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 任期満了に伴う役員(理事12名・監事4名)選任の件
- 第3号議案 理事・監事選任方法決定事項の改正の件
- 第4号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 役員に対する報酬限度額の変更の件

【その他】

●総代の氏名 平成29年6月末現在(敬称略・順不同) ※氏名の後の数字は総代への就任回数を表しています。

- ◆1区 旧飯田(人数:9)
柴田 忠昭⑥・武井 昭男⑥・篠田 健④・三村 勇二④
原 茂④・森竹 和己①・平沢 文博③・吉村 一彦②
宮島 源治①

- ◆2区 旧飯田(人数:9)
外松 豊⑥・中山 景夫⑤・矢澤 章弘③・齊藤 勝久③
外松 秀康③・福澤 栄夫②・櫻井 英彦①・園原 達郎①
伊坪 眞①

- ◆3区 旧飯田(人数:6)
宮内 雅博⑥・前田 隆⑥・木下 茂②・塚平 英行①
安藤 信男①・山村 晃弘①

- ◆4区 旧飯田(人数:7)
田中 康彦⑥・矢崎 隆司④・篠田 和秀④・高山 知彦③
松村 紘一②・渡辺 武彦②・小林 義尚①

- ◆5区 県・上郷・松尾地区(人数:10)
木下 洋亮③・牧野 一成②・原 義博①・五十君親彦①
塚原 均⑤・萱垣 光英②・福澤 芳一①・夏目 佳春①
今井 育男③・伊藤 美明①

- ◆6区 県・上郷・松尾地区(人数:8)
木下 龍亮⑦・後藤 八郎⑤・小澤 千亮④・木下 龍夫④
後藤 大治③・山下 大輔③・宮内 七郎②・澤口 一男①

- ◆7区 県・上郷・松尾地区(人数:10)
高田 忠重⑥・岩崎 計利②・手塚 宏行②・筒井 誠逸①
小平 善信①・原 治義④・唐澤 穰③・伊坪 弘年①
武藤 安雄①・前沢 元①

- ◆8区 北部・竜東地区(人数:5)
野島 登④・松澤 徹③・小木曾啓人②・市瀬 光一②
萩原 順治①

- ◆9区 北部・竜東地区(人数:8)
阿部 敏政③・下山 忠司②・宮下 裕次②・西條 和男①
三石 克己①・林 壽⑤・昼神 活由②・田中 孝志①

- ◆10区 北部・竜東地区(人数:8)
熊谷 伸治⑤・鋤柄 富男⑤・大林 和夫④・福島 信夫④
平瀬 長安②・大島 清夫②・桃沢 傳②・林 宗広②

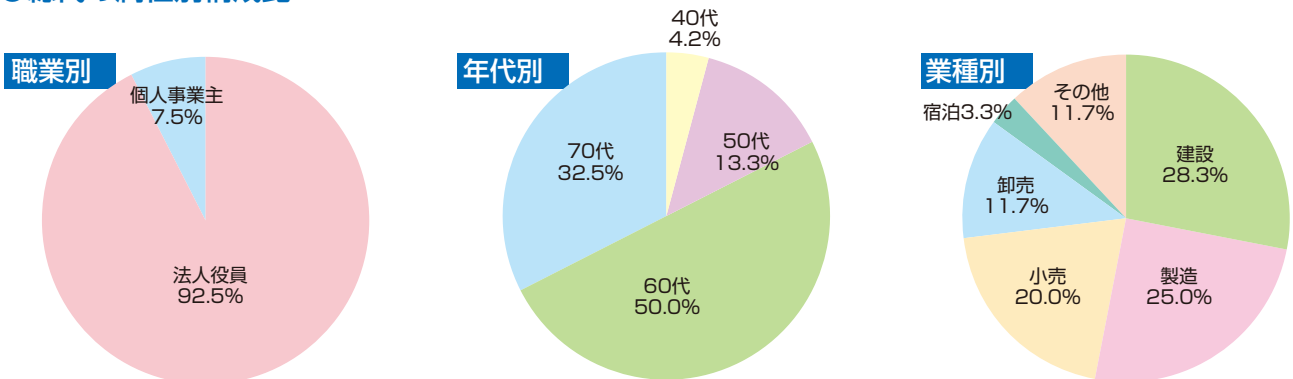
- ◆11区 伊賀良・山本を含む西部地区(人数:12)
古田 満⑤・近藤 弘⑤・原 隆澄④・横田 敏彦③
後藤 茂隆②・土屋 茂博①・宮下 貴好①・松澤 光政①
久保田光一⑥・小田切通利⑥・原 昌弘③・尾澤 喜人②

- ◆12区 伊賀良・山本を含む西部地区(人数:7)
小澤 由宗④・中島 秀明④・藤倉陽太郎②・小笠原敏彦②
岡本まり子①・濱島 英仁①・山口 清幸①

- ◆13区 竜峡・阿南地区(人数:9)
田畑 清秀④・金本 健司③・伊東 保夫③・荒井 健雄②
仲川 正博①・市瀬 隆司②・加藤 直樹①・小木曾 俊①
西尾 仁志①

- ◆14区 竜峡・阿南地区(人数:11)
秦 和陽児⑤・野上 匡文④・佐々木 進②・金田 信保②
松澤 和彦①・勝野喜代始②・後藤 文登②・秦 義晃①
池端 清二③・近藤 力夫②・山崎 金生①

●総代の属性別構成比



お客さま保護等への取り組み

■ 個人情報保護法への対応について

平成17年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」が施行されたのに伴い、当金庫では金融庁、全信協などのガイドライン、実務指針、自主ルールなどを参照し、個人情報の保護と適切な利用に関する考え方及び方針に関する宣言(個人情報保護宣言)の公表や保有個人データのご本人への開示手続きなどを定めております。

個人情報保護宣言の全文、その他個人情報の取り扱いに関する詳細については、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスターにてご案内しております。

ホームページアドレス <http://www.iidashinkin.co.jp/>



当金庫の個人情報の取り扱いに関してご不明な点がございましたら、お取引店窓口又は事務管理課へお問い合わせください。

【飯田信用金庫 事務管理課】〒395-0054 飯田市箕瀬町2-2551-2 TEL.0265(52)0211 FAX.0265(52)0214

■ 反社会的勢力に対する対応について

平成19年6月に政府が「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を公表したのを受け、当金庫では倫理綱領に「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。」ことを明示し、この方針に基づき、取引約款等に「暴力団排除条項」の導入を行うとともに、警察庁、金融庁などと連携を図り、暴力団等反社会的勢力との取引排除に取り組んでいます。

この取り組みを進めるにあたり、当金庫ではお客さまに、お客さまが反社会的勢力に該当しないことを表明・確認する書面へのご署名をお願いしています。

お客さまには、お手間をおかけすることとなりますが、この取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

■ お取引時確認のお願いについて

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を強化する目的で平成25年4月1日「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正されたのに伴い、信用金庫では、口座開設等に際して従来の本人確認(氏名、住所および生年月日等)に加え、お取引引きの目的、職業や事業内容等について確認(取引時確認)させていただいております。

また、平成28年10月1日の再改正に伴い、顔写真のない本人確認書類のご提示における追加的な確認、法人のお客さまの実質的支配者として個人の方まで確認、および外国政府等において重要な公的地位にある方等の確認などをさせていただいております。

また、平成26年7月1日から米国の外国口座税務コンプライアンス法(通称「FATCA」)に基づいて、「お客さまが米国人に該当するか」の確認、平成29年1月1日からは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(略称「実税法」)に基づき、「お客さまが居住者として租税を課される国(居住地国)はどこか」について確認させていただいております。

併せてご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

❗ 振り込め詐欺にご注意ください

「ATMで還付金が受け取れる」と言われたら、それは詐欺です。最近はおしおし詐欺や還付金詐欺などの振り込め詐欺被害が増加しています。犯人は複数で劇団のように刑事役、弁護士役などを分担して演じることで被害者を信じ込ませ、お金を騙し取ろうとします。

少しでもおかしいなと思われたらお金を振り込む前、手続きする前に、もう一度ご家族に確認したり、お友達などに相談してください。

また、このような犯罪被害防止のため、当金庫では警察からの要請を受け、大口現金の払い戻しに際してはお使いみちの確認などの「お声掛け」をさせていただいておりますので、ご理解をお願いします。

❗ キャッシュカードや暗証番号のお取り扱いにご注意ください

【お客さまへのお願い】

車上狙い等によりキャッシュカードが盗難に遭い、預金が不正に引き出される被害が社会的問題となっています。キャッシュカード等が盗難に遭ったり紛失した場合は速やかに右記緊急連絡先までご連絡ください。

キャッシュカードが盗難に遭った場合に、暗証番号に生年月日など、類推され易い番号を使用していたり、暗証番号を記録したメモと一緒に保管していると、不正引き出し被害発生の確率が非常に高くなります。キャッシュカードの暗証番号は当金庫ATMで簡単に変更いただけますので、類推され易い暗証番号を使用されている場合は変更いただけますようお願いいたします。また、定期的に変更されることをおすすめします。

❗ 偽造・盗難キャッシュカードなど被害の補償について

当金庫では、個人のお客さまの偽造・盗難キャッシュカードによる不正な預金払い出し被害に対する補償を行っております。偽造・盗難キャッシュカードによる不正な預金払い出し被害に遭われた場合は、各お取引店へご相談ください。

なお、補償に際しては、キャッシュカード・暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況などについて、当金庫の調査にご協力いただくことが必要となります。

お客さまに「故意」、「重大な過失」または「過失」がある場合には、被害額の全部または一部について当金庫が補償いたしかねる場合がございますので、キャッシュカード、暗証番号の管理に十分ご注意ください。

【盗難・紛失時 緊急連絡先】

曜日等	受付時間帯	連絡先	連絡先電話番号
平日	8:30~17:00	各お取引店	店舗一覧(P65)をご確認ください
	上記以外の時間帯	事務センター	フリーダイヤル 0120-58-0211
土曜・日曜・祝日	24時間対応		

■金融ADR制度への対応

●お客さまからのご意見等に対する取り組み

飯田信用金庫は、金融商品や各種サービスなどに関するお客さまからのご意見、ご相談、苦情、紛争等(以下「苦情等」という)のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さま保護とお客さま満足度の向上に努めます。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店と関係部署との連携を図り、迅速・適切かつ公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努め、今後の業務運営に活かしていきます。
4. 営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務部コンプライアンス課がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
5. 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を取引店から行います。
6. お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
7. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
8. 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
9. 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。

●苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情等は、各お取引店または総務部コンプライアンス課にお申し出ください。

- ①各お取引店(電話番号は65ページ参照)
受付時間:9:00~17:00(信用金庫の営業日に限る)
- ②担当窓口
総務部コンプライアンス課
電話番号:0120-114-943(フリーダイヤル) 受付時間:9:00~17:00(信用金庫の営業日に限る)
- ③全国しんきん相談所
当金庫でお取り引きいただいているお客さまからの相談や苦情を一般社団法人全国信用金庫協会が運営する全国しんきん相談所でも、電話、手紙、面談により受け付けています。
電話番号:03-3517-5825 受付時間:9:00~17:00(信用金庫の営業日に限る)

●紛争解決措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、各お取引店、総務部コンプライアンス課、または全国しんきん相談所へお申し出ください。

また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。

- ①東京弁護士会 紛争解決センター
電話番号:03-3581-0031 受付時間:9:30~12:00、13:00~15:00(土日祝日、年末年始を除く)
- ②第一東京弁護士会 仲裁センター
電話番号:03-3595-8588 受付時間:10:00~12:00、13:00~16:00(土日祝日、年末年始を除く)
- ③第二東京弁護士会 紛争解決センター
電話番号:03-3581-2249 受付時間:9:30~12:00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)
なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。

【現地調停】東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。例)長野県弁護士会で現地調停を行う。

【移管調停】当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。例)愛知県弁護士会に移管調停する。

金融商品に関する勧誘方針

私ども飯田信用金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等にあたっては、次の事項を守って、適正な勧誘を行います。

1. 私どもは、お客さまの知識、経験、財産の状況およびその金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適切でわかりやすい情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、私どもは、お客さまに適正な判断をしていただくために、その金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 私どもは、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて知識の向上に努めます。
4. 私どもは、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

以上

※金融商品の販売等に関する勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

ATMによるキャッシュカード振込の一部制限について

振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害は後を絶たず、依然として深刻な状況にあります。

特に、キャッシュカードを使用したお振込みに不慣れな高齢のお客さまをATMに誘導して、預金を振り込ませる「還付金詐欺」が後を絶ちません。

当金庫では、こうした被害を防止するための対策として、一部のお客さまにつきまして、ATMによるキャッシュカードを使用したお振込みを一部利用制限させていただきました。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

1.対象となる口座

70歳以上のお客さまの口座で、過去2年間ATMにてキャッシュカードを使用したお振込みを利用されていないもの。

2.内容

上記の口座は、ATMにてキャッシュカードを使用したお振込みができなくなります。

※ATMでの振込限度額を「0円」とさせていただきます

3.開始時期 平成29年6月7日(水)より

4.お振込み以外のお取引

キャッシュカードによるお預入れやお引き出しは、従来通りご利用いただけます。

5.上記の口座にてATMでのキャッシュカードによるお振込を希望される場合

平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申し出ください。ご本人さまを確認のうえ、キャッシュカードによるお振込みを可能とさせていただきます。

マイナンバー制度に関するお知らせ

平成28年1月より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバー制度が開始されました。

マイナンバー制度とは、税・社会保障・災害対策の分野における行政の効率化、国民生活の利便性の向上、公平・公正な社会を実現する社会基盤として導入された制度です。この制度により、国内に住民票を有する個人には12桁の個人番号、国内の法人には13桁の法人番号が割り振られております。

当金庫では、税分野での一定のお取引引きにお客さまのマイナンバー(個人番号・法人番号)をご提示いただくこととなりますので、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、マイナンバーは法令で定められた目的以外での利用は禁止され、取り扱いには厳格な管理措置が義務付けられております。当金庫では、「飯田信用金庫個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」に基づき、適正な取り扱いを行なっております。

■ お客さまからマイナンバー(個人番号・法人番号)のご提示が必要となる主な取引

個人のお客さま	法人のお客さま
マル優・マル特・財形(年金・住宅)のご利用先、新規お申込み、異動(氏名・住所変更)など	定期預金の口座開設 定期積金・通知預金のご利用先
投資信託・個人向け国債のご利用先、新規口座開設、異動(氏名・住所変更)など	投資信託のご利用先、新規口座開設、異動(名称・住所変更)など
出資会員(配当金が10万円超)	出資会員(配当金が3万円超)、新規お申込み
国外送金 など	国外送金 など

※一度ご提出いただいた番号が変更となった場合は、再度ご提示をお願いします。

お客さまからマイナンバーをご提示いただく際、「番号確認」と「本人確認」をさせていただきます。お手続きの詳細につきましては、担当者よりご説明させていただきます。また、ご不明な点などございましたら、お取引店窓口または営業担当者までお問い合わせください。



マイナンバー制度をかたった詐欺(不審な電話やメール等)には十分ご注意ください。不審に感じたら当金庫または警察署にご相談ください。



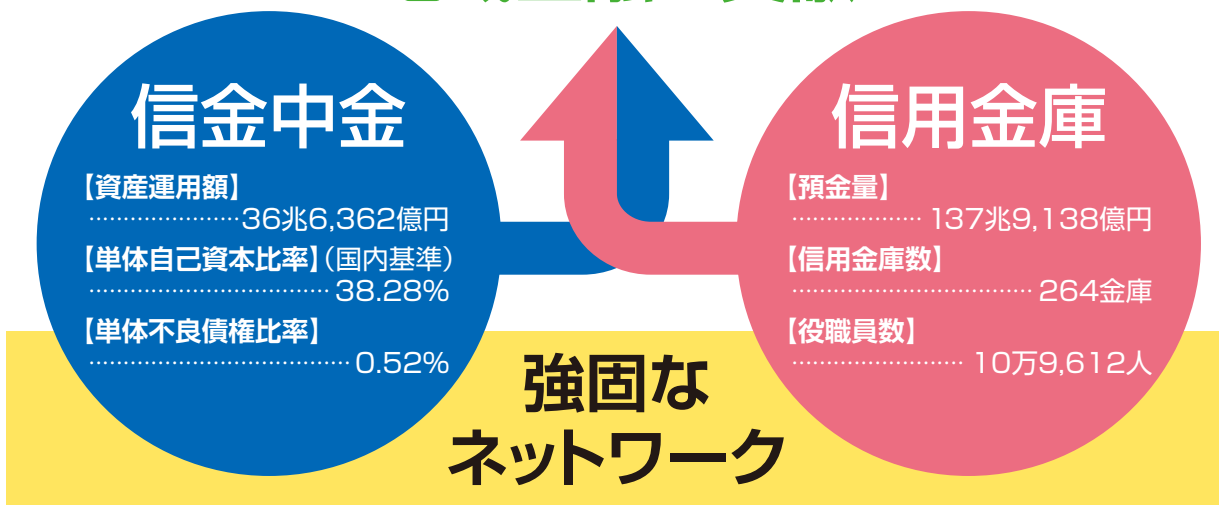
信用金庫のセントラルバンク

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。

信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫の中央金融機関」という2つの役割を併せ持つ金融機関であり、資金調達額は、信用金庫から預け入れられた預金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて35兆1,489億円(平成29年3月末残高)、総資産は37兆2,578億円(同)にのぼっています。

このように、信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、平成12年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

地域金融に貢献



※上記計数は平成29年3月末現在

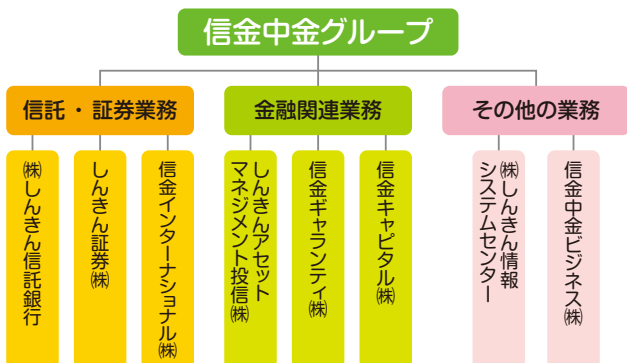
■ 個別金融機関としての役割

- ① 総合的な金融サービスを提供する金融機関**
預金業務、債券(金融債)業務、融資業務、市場運用業務、トレーディング業務、決済業務など
- ② わが国有数の機関投資家**
総額約36兆円の運用資産を有し、金融証券市場を中心に運用
- ③ 地域社会に貢献する金融機関**
地方公共団体、地元企業、PFI等への直接貸出など

■ 信用金庫の中央金融機関としての役割

- ① 信用金庫の業務機能の補完**
 - 信用金庫業界のネットワークを活用したビジネスマッチング、旅行モデルコース策定等の支援
 - 信用金庫との共同による中小企業のライフステージに応じた各種支援、地域活性化コンサルティング
 - 個人向け信託商品の提供
 - 信用金庫顧客の海外進出支援
- ② 信用金庫業界の信用力の維持・向上**
 - 信用金庫経営力強化制度の適時・適切な運営

■ 総合力で地域金融をバックアップ



■ 格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ Moody's	A1
スタンダード&プアーズ S&P	A
格付投資情報センター R&I	A+
日本格付研究所 JCR	AA

※平成29年4月末現在

環境への取り組み

当金庫は、飯田・下伊那に本店・支店を置く地元金融機関として、金融を通じて地域の経済発展に寄与することはもとより、飯田・下伊那という豊かな自然に囲まれた地域を未来に残していく責任を感じています。

豊かな風土を後世に引き継ぐために。

経済・文化貢献に加えて、環境改善に取り組むことは企業住民としての責務と考え、この目的をもっと合理的・効果的に達成するための手段として、国際的な環境マネジメントシステム規格であるISO14001の認証を、飯田信用金庫本店、支店、研修所、およびしんきんビジネスサービス(株)、飯田しんきんリース(株)、飯信商事(株)とともに飯田信用金庫グループとして取得しております。

■ 二酸化炭素排出量の削減や廃棄物のリサイクルをすすめています。

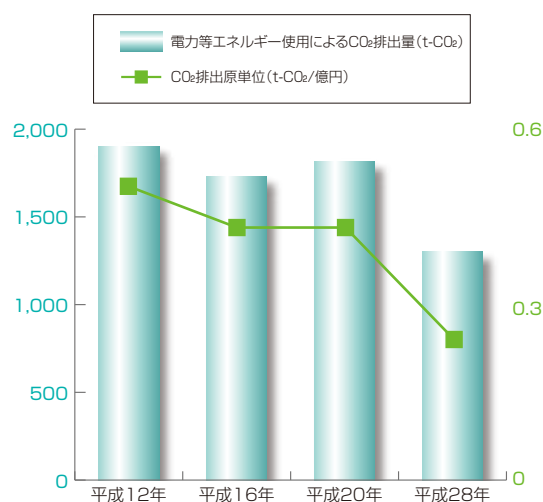
① 事業活動における環境負荷軽減の取り組み

地球温暖化ガス削減のため電力等エネルギー使用量の削減に取り組み、平成28年度の二酸化炭素排出量(*1)は1,303トンとなり、基準年度とする平成12年度に比べ32.6%削減することができました。この結果、預金1億円あたりの二酸化炭素排出原単位(*2)は0.24トンとなり、平成12年度に比べ52.0%減少しております。

(*1) 二酸化炭素換算係数は、環境省ホームページの資料(エコアクション21の換算表など)を使用しております。

(*2) 二酸化炭素排出原単位とは、預金量1億円あたりの電力等エネルギー使用による二酸化炭素の排出量を表しております。

◆ 電力等エネルギー使用による二酸化炭素排出量の推移



	平成12年	平成16年	平成20年	平成28年
電力等エネルギー使用によるCO ₂ 排出量 (t-CO ₂ e)	1,903	1,731	1,815	1,303
預金量(億円)	3,790	3,946	4,199	5,228
CO ₂ 排出原単位	0.50	0.43	0.43	0.24

環境方針

1. 基本理念

飯田信用金庫は、飯田・下伊那地域に本店をおく企業として、地域環境・地球環境の保全活動に取り組むことの重要性を認識し、従業員一人一人が毎日の業務を通じて、地域の環境改善や文化創造への貢献に、積極的に取り組めます。

2. 基本方針

- 当金庫の全ての事業活動が環境に与える影響を、適切に評価し改善するための管理システムを構築・運用し定期的に見直すことによって、継続的な環境改善と汚染の予防に努めます。
- 環境改善や汚染の予防の取り組みに関連して、法令、条例等の規制及び当金庫が同意するその他の基準等を遵守し、技術的、経済的に可能な範囲で一層の環境保全に取り組めます。
- 継続的な環境改善と汚染の予防のため、優先的に取り組む項目を設定し、定期的に見直します。
- 積極的な社内広報活動や計画的な環境教育の実施により、当金庫従業員全員の環境保全に関する意識を高めるとともに、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、生物多様性及び生態系の保護に努めます。
- この環境方針は、当金庫の施設内で働く全ての人々に周知するとともに、一般に開示します。

② 環境情報の発信等

- 天竜川水系環境ピクニックへの参加
- 飯田市の「燃やすごみ」袋へ当金庫の広告を掲載～広告料は飯田市の環境改善政策に活用されています～
- 地域ぐるみ環境ISO研究会への参加
- 長野県環境保全協会 事業への参加
- 飯田市条例に基づく住民主体の再生可能エネルギー事業の支援



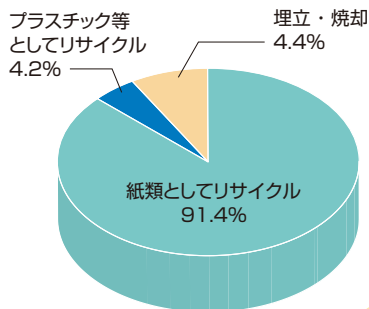
天竜川水系環境ピクニック

③リサイクルの推進

廃棄物のリサイクルをすすめ、事業活動により発生する廃棄物の95.6%をリサイクルすることができました。

◆平成28年度廃棄物リサイクル実績

平成28年度、総廃棄物量は64,926kgでした。廃プラと廃タイヤはサーマルリサイクル(高炉燃料)、その他はマテリアルリサイクル(再資源化)しております。



◆当金庫からの使用済紙のリサイクル



◆環境に配慮した素材の利用

エコユニフォーム

新ユニフォームのスカートはペットボトル再生繊維を60%使用しています。なお、使用後の制服はサーマルリサイクルしております。



エコクロス通帳

紙100%でできた通帳用紙を使用することにより、製造過程で発生する切れ端が新たな資源に生まれ変わります。



ベジタブルインキ

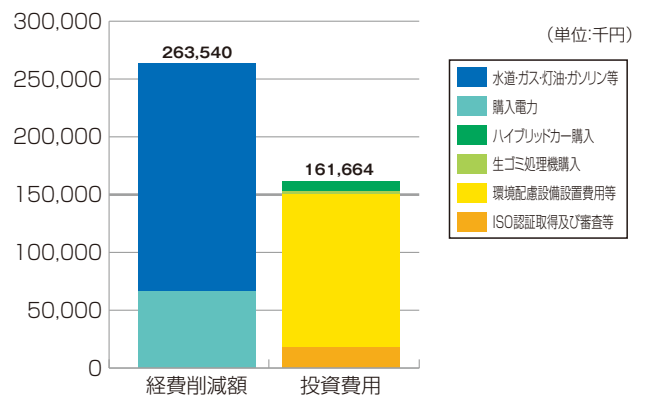
インキ中に含まれる植物油等が含有基準量以上のインキを使用しています。



■EMSの導入によりコスト削減効果も生まれています。

EMS(環境マネジメントシステム)を導入したことにより、平成28年度までの17年間で約1億1百万円のコスト削減効果がありました。

●EMS 取り組み以降の投資額とコスト削減効果



◆節電への取り組み

飯田信用金庫は、夏期の電力供給力の低下を受けて、照明の一部消灯や空調の適正な温度設定等の節電に取り組みました。

■融資商品を通じて二酸化炭素排出量の削減に寄与しております。

二酸化炭素排出量削減に効果のある商品の購入に際しての融資金利を優遇するローンを取り扱っております。

平成17年度から自動車ローンと住宅関連ローンの取り扱いをしており、お客さまにご利用いただくことで二酸化炭素排出量の削減に寄与いたしました。

◆環境融資商品

商品名	優遇内容	優遇対象
カーライフプラン カーローンII	0.5%の金利優遇	エコカー減税対象車をはじめ、ハイブリッド車や電気自動車など低公害車を購入する場合
住宅ローン	0.1%の金利優遇	太陽光発電システム、CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、ガスエンジン給湯器(エコウィル)、潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)など環境に配慮した住宅設備をする場合
リフォームローン	0.2%の金利優遇	

◆融資業務を通じてお客さまにより削減された二酸化炭素排出量の実績(平成28年度)

	新規ご契約件数	融資金額(千円)	二酸化炭素削減効果(kg-CO ₂)
住宅関連融資	28	577,120	111,732
低公害車購入ローン	261	487,620	846,300
合計	289	1,064,740	958,032

※二酸化炭素排出量削減効果については対象商品ごとに当金庫独自で算出しております。
※平成21年度より、エコカー減税対象車を金利優遇の対象に追加しております。